

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 1月29日

【会社名】 株式会社ロイヤルホテル

【英訳名】 THE ROYAL HOTEL, LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 崎 亨

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島 5丁目 3番68号

【電話番号】 (06)6448 - 1121(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 坊 傳 康 真

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島 5丁目 3番68号

【電話番号】 (06)6448 - 1121(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 坊 傳 康 真

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は、当社の連結子会社が提起していた訴訟の判決を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 : 株式会社アール・ピー・ビルディング
住 所 : 大阪市北区中之島5丁目3番68号
代 表 者 : 代表取締役 五弓 博文

(2) 当該判決のあった裁判所及び年月日

裁 判 所 : 東京地方裁判所
判決年月日 : 平成27年1月26日
訴訟の提起があった年月日 : 平成22年8月10日

(3) 当該訴訟の被告の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 : 三井住友信託銀行株式会社(旧商号 住友信託銀行株式会社)
住 所 : 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
代 表 者 : 代表取締役 常陰 均

(4) 当該訴訟の判決の内容

訴訟の内容

本件は、平成22年8月10日付で、当社の子会社である株式会社アール・ピー・ビルディングが賃借している「リーガロイヤルホテル東京」に関し、賃貸人である住友信託銀行株式会社(現・三井住友信託銀行株式会社)に対して、平成21年3月分以降の賃借料につき借地借家法第32条に基づく賃料減額確認請求訴訟を提起したものです。

判決の内容

本訴訟に関し、平成27年1月26日付で、東京地方裁判所より、当社の子会社の請求を棄却し、14億7,884万4,138円及び内金11億2,677万4,656円に対する遅延損害金を支払え等の判決が言い渡されました。

(5) 今後の見通し

当社および当社の子会社としては、当該判決の内容及びその理由について、受け入れられるものではないため、本日、当該判決に対し控訴することを決定いたしました。同子会社は、平成27年2月9日までに東京高等裁判所に控訴を申し立てる予定です。

なお、本件に関して業績に与える影響については現在精査中であり、確定次第速やかにお知らせいたします。